

「NO MORE 死亡労働災害」キャンペーン実施要綱

佐賀労働基準監督署

1 趣旨

今年度から5か年計画である「佐賀労働局第14次労働災害防止計画」がスタートし、佐賀署でも労働災害防止のための各種取組を行っているところです。佐賀署管内の休業4日以上労働災害による死傷者数は前年よりも減少しているものの、死亡労働者数は令和5年9月末で3人（内訳：製造業2、建設業1）で既に前年総数の3人と同数となっており（佐賀県内では9月末で7人（内訳：製造業3、建設業4）で前年総数の4人から3人増加）また、重篤な災害も増加していることから、更なる死亡労働災害の発生が懸念されます。

このため、働くことで生命が脅かされることがあってはならないということは働く上での基本であることを再確認し、「重篤な労働災害を発生させない」との強い信念を持って、事業者、労働者、関係団体等が一体となって労働災害防止に取り組む「NO MORE 死亡労働災害」キャンペーンを展開し、死亡労働災害の撲滅を目指します。

2 実施期間

令和5年11月1日～令和6年1月31日

3 実施内容

- (1) 関係団体、事業者等への協力要請
- (2) 労働災害防止講習会の開催（製造業及び建設業を対象）
- (3) 「NO MORE 死亡労働災害」キャンペーン啓発のポスター・リーフレット配布等による広報

4 事業者の実施事項

- (1) 安全衛生管理体制の整備・強化及び役割の明確化
（建設工事の場合は統括管理も同様の取組みを）
- (2) 経営トップによる安全衛生方針の決意表明及び職場巡視
- (3) リスクアセスメントやヒヤリハットなどにより危険源・有害源を把握し、本質安全化、工学的対策などによる危険性・有害性の除去や低減措置の実施（特に以下の事項）
 - 高所からの墜落防止対策
 - 動力機械への挟まれ・巻き込まれ防止対策（特に清掃などの非定常作業）
 - 建設機械、荷役機械との接触防止対策
 - 有害物のばく露防止対策
- (4) 専門家などによる実効性ある安全衛生教育の実施
- (5) KYなど日々の安全衛生活動の活性化